

集団的自衛権行使に基づく安全保障法制の制定をやめ、憲法を生かす
平和外交を求める決議

安倍・自公政権は、2014年7月に決定した集団的自衛権行使容認の「閣議決定」に基づく安全保障法制を、現在開催されている国会で成立させようとしている。

安全保障法制では、世界のどこでも米国が戦争を始めれば、いつでも自衛隊は従来活動が禁止されていた「戦争地域」にまで行って軍事支援を行い、米国が先制攻撃の戦争を行った場合でも「閣議決定」が定めた武力行使の「新3要件」に合致すると判断すれば、日本は集団的自衛権を発動し参戦することが明らかになっている。

重大なのは、「新3要件」を満たすかどうかは時の政権が判断し、その一存で海外での武力行使が際限なく広がる危険があるということである。

「新3要件」がいう「必要最小限度の実力行使」も世界のどこでも派兵ができ、歯どめにはならない。

安全保障法制が成立すれば、今後、米国を中心とする有志連合がイラクやシリアで展開するISへの対テロ壊滅作戦に、自衛隊が参戦する道が開かれることになり、中東派兵に向けた地ならしを加速させることにつながる。

政府が示した恒久法原案は、国連安保理決議を派兵の要件とはしておらず、地理的な制約や支援相手国の制約もない。

衆院憲法審査会に招致された参考人の3人の憲法学者がそろって、集団的自衛権行使を可能にする安全保障法案について「憲法に違反する」と述べている。

憲法9条をじゅうりんする憲法違反の安全保障法制は許されない。

よって、本市議会は、政府に対し、安全保障法制の制定をやめ、いかなる紛争に対しても憲法に基づく平和外交によって行動することを求めるものである。

上記、決議する。

平成27年6月30日

三 鷹 市 議 会